

232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権は木材、半導体、医薬品、重要鉱物、中・大型トラック、民間航空機・同部品、ポリシリコン、無人航空機システム（UAS）、風力タービン・同部品、個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器、ロボティクス・産業機械に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。

調査中の品目

対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
半導体	2025年4月	サブストレート、加工前のウエハー、レガシー半導体、先端半導体、マイクロエレクトロニクス製品、半導体製造装置の部材、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体を搭載する派生品を含む半導体、半導体製造装置およびそれら派生品
医薬品	2025年4月	ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品
重要鉱物	2025年4月	重要鉱物、レアアース、重要鉱物の加工品、派生品（半導体製品、最終製品（永久磁石、モーター、電気自動車等）を含む）
中・大型トラック	2025年4月	・ 中型トラック：車両総重量が1万ポンド（約4.5トン）以上、2万6,001ポンド（約11.8トン）未満のもの ・ 大型トラック：車両総重量が2万6,001ポンド（約11.8トン）以上のもの ・ 中型・大型トラック部品：エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品、それらシステムなど
民間航空機・同部品	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品
ポリシリコン	2025年7月	ポリシリコンおよびその派生品
無人航空機システム	2025年7月	UASおよび同部品
風力タービン・同部品	2025年8月	風力タービンおよびそれら部品
個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器	2025年9月	・ 個人用防護具：医療現場で使用されるマスク、手袋、ガウンなどの個人用保護具 ・ 医療消耗品：患者の診断、治療、疾患予防に使用される、医療／外科用器具（メス、注射器など）、医療／外科用消耗品（輸液バッグ、カテーテルなど）など単回使用または短期使用の物品 ・ 医療機器：車いす、松葉づえ、病院用ベッドなど医療現場で患者ケアを支援するために使用される耐久性のある機器、器具、機械、およびペースメーカーや呼吸器、X線装置、MRI装置などの医学的状態の診断、監視、または治療に使用される器具、装置、または機械
ロボティクス・産業機械	2025年9月	ロボットおよびプログラム可能なコンピューター制御機械システム

（注） 2025年10月14日時点、調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

（出所） 米国政府公開資料（[半導体](#)、[医薬品](#)、[重要鉱物](#)、[中・大型トラック](#)、[民間航空機・同部品](#)、[ポリシリコン](#)、[UAS](#)、[風力タービン・同部品](#)、[PPE](#)・[医療消耗品](#)・[医療機器](#)、[ロボティクス](#)・[産業機械](#)）